

# 令和7年第7回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年7月25日（金）午後1時56分から午後3時25分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

| 内  |         |    |     | 訳  |         |    |     |
|----|---------|----|-----|----|---------|----|-----|
| 議席 | 氏 名     | 出欠 | 備 考 | 議席 | 氏 名     | 出欠 | 備 考 |
| 1  | 澤 田 一 成 | 出  |     | 7  | 林 昇     | 出  |     |
| 2  | 小 川 隆   | 出  |     | 8  | 林 真由美   | 出  |     |
| 3  | 小 島 保   | 出  |     | 9  | 栗 原 昇   | 出  |     |
| 4  | 石 川 猛   | 出  |     | 10 | 松 永 貴 夫 | 出  |     |
| 5  | 小久保 隆 義 | 出  |     | 11 | 新 井 雅 之 | 出  |     |
| 6  | 浅 見 勉   | 出  |     |    |         |    |     |

6. 最適化推進委員出席者 8名

| 内  |         |    |     | 訳  |         |    |     |
|----|---------|----|-----|----|---------|----|-----|
| 議席 | 氏 名     | 出欠 | 備 考 | 議席 | 氏 名     | 出欠 | 備 考 |
| 12 | 齋 藤 文 夫 | 出  |     | 16 | 鹿ノ戸 健 次 | 出  |     |
| 13 | 西 嶋 正 芳 | 出  |     | 17 | 人 見 武 男 | 出  |     |
| 14 | 岡 野 幸 平 | 出  |     | 18 | 小 川 邦 雄 | 出  |     |
| 15 | 中 島 昭 夫 | 出  |     | 19 | 岡 野 和 紀 | 出  |     |

7. 議事参与者

| 職 | 氏 名 | 職 | 氏 名 |
|---|-----|---|-----|
|   |     |   |     |

8. 事務局

| 職    | 氏 名   | 職   | 氏 名   |
|------|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 岡田 全弘 | 主 任 | 赤 澤 結 |
| 次 長  | 小俣 千秋 | 主 事 | 蛭間 祐貴 |

9. 開 会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和7年第7回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 小久保 隆義

委員 浅 見 勉

## 11. 議決事項及び議事の要領

### 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに1番から6番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、系統用蓄電池システムへの転用となります。

系統用蓄電池とは、発電所から電力使用者へ送電を行う電力系統の中で、発電余剰分の電力をシステムにて充電し、電力需要に応じて電力使用者へ放電する仕組みになります。今回の譲受人については、東京電力のエリア内にて売電事業を行っている法人です。現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、工事現場事務所としての一時転用となります。

圏央道坂戸 I C 北東の地区が市街化編入されたことに伴い、大規模な土地造成工事が実施されます。先月、同工事の現場事務所としての一時転用の申請がありましたが、今回は協力会社の現場事務所として一時転用を行うものとなります。現地については現在草刈りを実施しており、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha 以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請内容が3年間の一時転用であり、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行令4条第1項のイに該当すると考えております。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、一時転用ということで転用期間が終了した際には元の農地の状態に復元される見込みとなっております。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

5 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、工事における従業員駐車場としての一時転用となります。

申請地は、4 番の案件と関連し、工事に際しての従業員駐車場の一時転用になります。現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づき市が定める、農用地域内農地に該当しております。農用地域内農地については、原則、転用を許可しない農地と位置付けられていますが、不許可の例外として一時転用があり、今回の申請内容は転用期間が3年間の一時転用のため、不許可の例外に該当するものと考えております。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、一時転用ということで、転用期間が終了した際には元の農地の状態に復元される見込みとなっております。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

6 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。  
1 番～3 番 三芳野地区 小川委員

4 番、5 番 三芳野地区 西嶋推進委員  
6 番 三芳野地区 齋藤推進委員  
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1 番案件については、譲渡人は施設に入居し、後見人がたてられていることから、判断能力が低下しており、農地の管理を行うのは難しい状況にあります。申請地は、以前は近所の方などが家庭菜園を行っていたようですが、現在耕作等を行われておりません。住宅にほとんど囲まれている農地になりますので、周辺農地への影響は少ないと考えます。小委員会としましても慎重に審議した結果、やむを得ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

2 番案件については、10月に審議を行い、許可済みとなった2件に挟まれた農地となっております。譲渡人は高齢で、体調も思わしくないことから、所有農地を手放したいとのことでした。農地の管理については、近隣の方に草刈り等をお願いしていたそうです。小委員会においても、やむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

3 番案件については、譲渡人については高齢で、地区外に住んでおります。農地の管理は不動産会社の方をお願いしており、去年の農地パトロールを実施した際も、草刈りを業者の方に依頼したと話を聞いております。

蓄電池の必要性は事務局の説明があったかと思いますが、電気の価格は一日の間に常に変動しており、安い時に仕入れを行い、高い時に売ることによって蓄電事業が成り立っているそうです。申請地は工業地帯が付近にあるニーズのある場所であり、電力不足が見込まれるため、選ばれた土地だそうです。転用事由が蓄電池というのは今回の申請が初めてのことで、必要性は十分に説明されていると思いましたので、小委員会においても、やむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 4 番案件については、譲渡人は現在団地にお住まいで、高齢であり、体調も良くないことから、申請農地の管理はほとんど行っていない状況のようです。草刈り等は業者に委託しているそうです。現地に確認に行った際も、業者が草刈りを行ってまいりました。隣接する農地への影響も特段無いと考えますので、小委員会としましては、慎重に協議した結果やむを得ないとの結論になりましたので、委員のみなさんの審議をお願いします。

5 番案件については、譲渡人の内一人は東京に住んでおり、別の方に話を伺ったところ、自身は高齢のため、委託して麦の作付けを行っていただいていたそうです。今年の春先までは麦を耕作しており、現在はすでに刈り取ってある状態です。隣接農地で家庭菜園を行っている方に話を伺ったところ、数年前から大規模農業者の方が耕作を行っているとのことでした。今回は一時転用とのことですので、小委員会としましては、慎重に協議した結果やむを得ないとの結論になりましたので、委員のみなさんの審議をお願いします。

委員 6 番案件については、譲渡人は兄弟で対象農地を相続されましたが、農業に従事したことがなく、管理を行うことも難しいとのことから、農地を手放したいと考えていたそうです。第5回の農業委員会において、道を挟んだ隣の土地においてはすでに許可済みとなっております。近隣は住居が建ち並んでおり、農地への影響はありません。また、譲受人については、隣に住む方の紹介であることから、申請地に住むことを強く希望されてまいりました。小委員会としましては、慎

重に協議した結果やむを得ないとの結論になりましたので、委員のみなさんの審議をお願いします。

議 長 1 番から 6 番までの議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

委 員 3 年間の期間限定で貸すという契約の中で、駐車場ということで砂利敷きが含まれているのか、お聞きしたい。また、3 年間駐車場としての使用が終わり、返されたところで農地として使用するには復活が難しいと思うのですが、どういう話になっているのか説明いただきたい。

事務局 県知事の許可を受ける際に、原状回復は義務となっております。事務局としても原状回復する見込みがあるものとして、代理人を通じて事前の相談や資料を基にして、県との事前協議等を行い、今回の農業委員会の前にある程度の許可が見込める状態として、議案に上げさせていただいております。利用計画図等を再度確認しておりますので、確認できましたらお答えいたします。

事務局 申請書類を改めて確認しましたところ、申請農地につきましては、初めに表土を取り、その上にシートを敷きます。その後、その上に表土をまいたうえで、砂利敷きにするようです。原状回復する場合は、シートを取り除き、新たな表土を入れることによって、農地としての回復が可能となっております。

委 員 3 年間という期間が微妙な期間であって、そこをもともと耕作されていた方は、3 年後、その分歳を取っています。もし耕作が出来なくなっていたら遊休農地化して草が繁茂する状態になる可能性を考えてしまいます。片柳地区や島田地区では、そういった、本来使えたはずの農地がどんどん無くなっている状況が気になったので、農地が復活することを前提にいただけるのであれば、賛成しますが、前例もありましたので心配になって質問させていただきました。

議 長 続いて 7 番から 13 番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

7 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

8 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha 未満の集団的に存在する農地内に

位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

9番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については下水道管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

10番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については下水道管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

11番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

12番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

13番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少の雑草繁茂が見受けられるが、違反転用等はなく、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。  
7番、8番 勝呂地区 岡野幸平推進委員  
9番、10番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員  
11番～13番 入西地区 人見推進委員  
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 7番、8番案件については、譲渡人が同じになり、申請地も近接しておりますので一括で説明いたします。昨年から転用の申請、許可が行われている土地の隣接地になります。譲渡人は高齢で農業経験もなく、今後も農地としての利用は無いと考えられます。周辺農地への影響もないと考えられますので、小委員会ではやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

委員 9番、10番案件については、一括で説明させていただきます。対象農地はいずれも休耕中の状態です。近隣農地への影響については、鶴ヶ島市の市街化区域に隣接しており、住宅に囲まれているため影響はないと考えます。小委員会としましては、慎重に協議した結果やむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 11番、12番案件については、譲渡人が同じのため一括での説明とさせていただきます。申請地は昨年3箇所の審議をいただき、許可済みの区画内の農地となっております。譲渡人は夫婦ですが、高齢で後継者もなく、体調も優れないこ

とから、規模の縮小を考え、農地を手放すこととなったそうです。小委員会としては、近隣農地への影響はないと思われるため、やむを得ないとの結論となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

13番案件については、譲渡人は遠方に住んでいるため、申請地の隣にお住まいの方に話を伺いました。申請地は以前は桑畑でしたが、十数年前に竹之内にお住まいの方から農地を借り、季節野菜等を耕作しておりましたが、今年4月いっぱい農地を明け渡してほしいとの話があったそうです。小委員会としては周辺農地への影響もないと思われるため、やむを得ないとの意見になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 7番から13番までの議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

委 員 8番案件についてですが、他の住宅への転用は300㎡程度ありますが、この申請地は面積が小さく、家を建てるのに足りるのでしょうか。

事務局 8番の案件につきましては、住宅の建築にあたりましての開発区域といたしましては、190㎡の畑が1筆に加えまして、山林や宅地といった農地以外の土地も含んでおります。そういった土地の合計での開発面積については、ちょうど300㎡となっております。今回の議案書については、あくまでも審議の対象となる農地1筆のみを記載させていただいておりますので、190㎡という記載となっております。

委 員 他の地目を含んでいる場合は、その旨も記載した方が分かりやすいのではないかと。

事務局 検討させていただきます。

議 長 そのほかはないようですので、採決を行います。  
議案第28号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第28号は、許可相当と決定します。

#### 議案第29号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議 長 議案第29号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について審議します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、申請内容の説明】

こちらの議案は今年度初めての事例となりますので、まず相続税の納税猶予制度について説明いたします。相続税の納税猶予制度とは、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付け等を行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付け等を行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について農業相続人が農業の継続又は特定貸付け等を行っている場合に限り、その納税が猶予されます。

納税猶予を受けるための要件として、被相続人は、次の4点のいずれかに該当



する必要があります。①死亡の日まで農業を営んでいた人、②農地等の生前一括贈与をした人、③死亡の日まで特定貸付けを行っていた人、④死亡の日まで相続税の納税猶予の適用を受けていた農業相続人又は農地等の生前一括贈与の適用を受けていた受贈者で、営農困難時貸付けをし、税務署長に届出をした人と、なります。

また、相続人についても、次の4点のいずれかに該当する必要があります。①相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人、②農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者で、特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるためその推定相続人の1人に対し農地等について使用貸借による権利を設定して、農業経営を移譲し、税務署長に届出をした人、③農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者で、営農困難時貸付けをし、税務署長に届出をした人、④相続税の申告期限までに特定貸付け等を行った人と、なります。

最後に特例農地の要件として、次の5点のいずれかに該当し、相続税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨を記載する必要があります。①被相続人が農業の用に供していた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割された農地等、②被相続人が特定貸付け等を行っていた農地又は採草放牧地で相続税の申告期限までに遺産分割された農地又は採草放牧地、③被相続人が営農困難時貸付けを行っていた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割された農地等、④被相続人から生前一括贈与により取得した農地等で、被相続人の死亡の時まで贈与税の納税猶予又は納期限の延長の特例の適用を受けていた農地等、⑤相続や遺贈によって財産を取得した人が相続開始の年に被相続人から生前一括贈与を受けていた農地等と、なります。

続いて、今回の議案において適格証明を受ける相続人及び被相続人の住所、氏名、特例の適用を受けようとする農地等は議案書に記載のとおりとなります。対象地は平成4年12月3日に生産緑地地区へ指定され、30年後の令和4年12月3日に特定生産緑地として指定されており、現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

以上のことから、申請人が相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明をすることについて問題がないと考えております。

議 長 担当地区より補足説明をお願いします。  
坂戸地区 鹿ノ戸推進委員

委 員 相続人の方は、①に該当するように、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うということでございます。また、対象農地の状況につきましては、適正に肥培管理がされておりました。小委員会といたしましては、農業の主たる従事者であると証明することに問題ないとの結論に至りましたので、委員皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の補足説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 ご質疑等はないようですので、採決を行います。  
議案第29号相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、適格者と証明することに決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第29号については、適格者と証明することに決定します。

報告第7号 専決処分の報告について

議 長 報告第7号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第7号ですが、6月の専決処分は、農地法第3条の3の届出2件、農地法第4条の農地転用届出1件、農地法第5条の農地転用届出6件です。

内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等ございますか。  
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和7年第7回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和7年7月25日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員